

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（家賃債務保証業者の登録制度の周知）に係る事業を実施する者の公募についての公示

平成29年4月24日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、重層的住宅セーフティネット構築支援事業（家賃債務保証業者の登録制度の周知）に係る事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

重層的住宅セーフティネット構築支援事業（新たな住宅セーフティネット制度の創設関連）に係る家賃債務保証業者の登録制度の周知を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、家賃債務保証業者の登録制度の周知のための業務を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

適正な業務を行う家賃債務保証業者を登録する制度の周知のための次の①～④に掲げる事業

- ①登録制度のシンボルマークの作成等
- ②登録制度のパンフレット、ポスター等の作成
- ③登録制度のホームページの作成支援
- ④登録制度の周知のための説明会の開催

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成29年5月下旬～平成30年3月30日（金）

2. 対象事業者の要件

本事業への参加は、次の要件を満たしていることを条件とする。

①公平性及び中立性に関する要件

- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- ・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

②技術能力に関する要件

- ・制度を周知するために必要な技術力(シンボルマーク作成のためのデザインに関する知識等)を有すること。
 - ・事業を的確に遂行する体制を有すること。
- ③経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 安心居住推進課 新保

電話 03-5253-8111 (内線 39864)

電子メール shinbo-m2es@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 平成29年4月24日(月)から平成29年5月11日(木)まで
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 平成29年5月11日(木)18時00分まで
 - ② 場所 上記担当部局
 - ③ 方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。
なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。
- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」「Adobe Acrobat ReaderXI」以前の形式に限る。
ファイルのデータ総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があ

った場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。